

名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託 特記仕様書（案）

（適用範囲）

第 1 条 本仕様書は、公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「発注者」という。）の施行する「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（目的）

第 2 条 本業務は、名古屋都市センターまちづくり広場（以下「広場」という。）において令和 3 年度に実施予定の特定天井工事に併せた改修整備にあたり、まちづくりに関わる多様な人が集い、新たな交流が生まれる空間となるよう、快適かつ機能的な空間の創出を検討し、もって今後のデザイン設計等への反映を図ることを目的とする。

（業務概要）

第 3 条 本業務の概要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要件整理（法的制限、構造制限、設備制限等）
- (2) 広場の状況整理（マーケット分析）
- (3) 空間コンセプトの企画提案
- (4) 業態モデル等の企画提案
- (5) ゾーニング計画及びイメージ図の作成
- (6) 事業スケジュールの検討・調整
- (7) その他、本業務において必要となる事項

2 広場の概要は次のとおりとする。

名 称	まちづくり広場
所在地	名古屋市中区金山町一丁目 1 番 1 号（金山南ビル 11 階）
床面積	約 1,130 m ²
配 置 区 分	エントランスホール、常設展示コーナー、企画展示コーナー、喫茶コーナー、男子/女子/多目的トイレ ※別紙参照

3 受注者は、第 1 項に規定する業務を実施するにあたり、発注者とのワークセッションを密に行い、発注者の意向を掘り下げ、常に確認に努めるものとする。

（契約期間）

第 4 条 契約期間は、契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

（推進体制）

第 5 条 本業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本業務実施にあたっては、十分な経験、技術及び調整能力を有する技術者（受注者が直接雇用するもの（系列会社含む）に限る。）に従事させる。

2 受注者は、本業務の遂行に先立ち、発注者に、技術者及び本業務に携わる者の所属、

氏名、実務経験、本業務における役割、連絡先等を報告するものとする。

(工程管理)

第6条 受注者は、この契約締結後、10日以内に業務日程表を作成の上、発注者に提出するものとする。

2 受注者は、適正な工程管理を行い、発注者から本業務の進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(貸与品及び貸与資料の取扱い)

第7条 発注者は、本業務を履行するにあたり必要が生じた場合には、別途受注者と協議の上、業務実施に必要な資料及び電子データ等を受注者に貸与できるものとする。

2 受注者は、貸与を受けた資料及び電子データ等を本業務の実施以外に使用してはならない。

3 受注者は、貸与を受けた資料及び電子データ等の貸与を受けた際には貸与品受領書を、資料及び電子データ等を返還する際は貸与品返還届を発注者に提出するものとする。

(成果品のかし担保責任)

第8条 成果品の納入後12ヵ月間を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合、受注者は、受注者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正しなければならない。

(要件整理)

第9条 受注者は、広場の改修整備を実施する上で前提となる法的制限、構造制限、設備制限等の要件を整理し、取りまとめるものとする。

(広場の状況整理)

第10条 受注者は、広場の現在の状況(利用者の属性(性別、年齢、所属など)や利用内容(区分、時間帯など)の掘り下げなど)や、競合施設との比較状況などについてマーケティング分析を行い、取りまとめるものとする。

(空間コンセプトの企画提案)

第11条 受注者は、第9条及び第10条の内容を踏まえながら、「まちづくりに関わる多様な人が集い、新たな交流が生まれる空間」を目指す広場に最適な空間コンセプトについて複数提案するものとする。

(業態モデル等の企画提案)

第12条 受注者は、前条で提案した空間コンセプトをもとに、想定される業態モデル及び広場全体の運営スキームについて複数企画提案するものとする。なお、それぞれの提案の実現にあたって必要となるスケジュールを想定したうえで、得失比較について整理する。得失比較については次の事項について検討するものとする。

- ・コスト面、収益面
- ・サービス面、管理運営面
- ・人材交流やまちづくりへの貢献

(ゾーニング計画及びイメージ図の作成)

第 13 条 受注者は、第 11 条及び第 12 条にて提案した空間コンセプトと業態モデルを実現するゾーニング計画を作成するものとする。併せて、各ゾーンのイメージ図を作成するものとする。

(事業スケジュールの検討・調整)

第 14 条 受注者は、第 9 条から第 13 条までの規定を踏まえ、広場の事業スケジュールを検討、調整するものとする。なお、当該検討等を行うにあたり、令和 3 年度に実施予定の特定天井工事（別途発注）の施工スケジュールも加味すること。

(その他事項)

第 15 条 受注者は、発注者と密に検討の上、第 9 条から第 14 条までの規定を踏まえ、本業務の遂行のために必要となる事項（概算費用やテナント事業者選定方式など）について提案し、取りまとめるものとする。

(報告書の作成)

第 16 条 受注者は、第 9 条から第 15 条の結果について報告書として取りまとめたうえで、成果品として次の通り納品するものとする。

	名 称	媒 体	数 量	備 考
(1)	報告書	印刷物	3 部	A4 (カラー)、チューブファイル綴じ
(2)	報告書データ	CD-R 等	2 枚	
(3)	その他発注者指示によるもの	※別途指示	※別途指示	

- 2 上記報告書とは別に、発注者の指示に応じ、指示があった時点での報告書を取りまとめ、提出すること。
- 3 成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、無償で発注者に帰属させるものとする。
- 4 発注者の承諾を得た場合を除き、受注者は成果品をいかなるものにも利用してはならない。
- 5 成果品の引渡場所は、名古屋都市センター（中区金山町 1-1-1（金山南ビル 13 階））とする。

(再委託の禁止)

第 17 条 受注者は、受託業務を第三者に委託することはできない。ただし、発注者と協議の上で行わせる業務を除くものとする。

(発注者の免責事項)

第 18 条 受注者の事情により、本業務の運営ができなくなった場合においても、それまでに支出した費用については、発注者は補償しないものとする。

(業務の継続が困難となった場合の措置)

第 19 条 受注者の責めに帰すべき事由により、業務運営の継続が困難になった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。その場合、発注者に生じた損害は、受注者が負担するものとする。

2 不可抗力等、発注者及び受注者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の運営の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除することができるものとする。

(契約の解除)

第 20 条 業務委託期間中であっても、次の (1) ~ (3) に該当すると認められるときは、発注者は契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が本契約に違反したと認められるとき。
- (2) 受注者が本契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 業務内容の大幅な変更等があったとき。

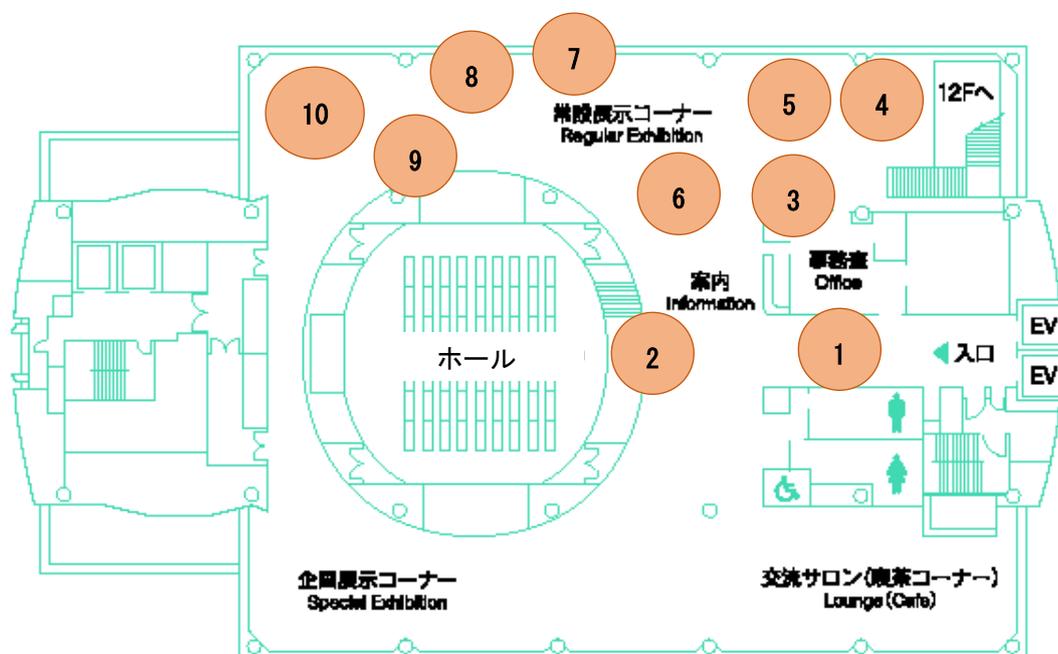
(その他)

第 21 条 本業務の実施にあたっては、発注者との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い、本業務を効率的に進められるように留意すること。

2 受注者は、本仕様書に記載のないもの等、本業務について疑義がある場合は、関係法令等に従い、発注者の指示に従うものとする。

11階まちづくり広場 施設概要

【配置図】



【配置図】

場所	名古屋市中区金山町 1-1-1 金山南ビル 11階 (地上 45m)
開館時間等	<開館時間> 火～金曜日…………… 10:00～18:00 土・日曜日・祝日・振替休日… 10:00～17:00 <休館日> 月曜日 (ただし月曜日が祝日・振替休日の場合はその翌日)・年末年始

●常設展示コーナー

目的	名古屋のまちの歴史と今を紹介しながら、21世紀の新しい名古屋のまちづくりを考える機会を提供するための展示を行う。
展示件数	10件 (上記「配置図」①～⑩)
禁止事項	飲食、喫煙、その他周囲に迷惑、危険をおよぼすおそれがあること

展示内容



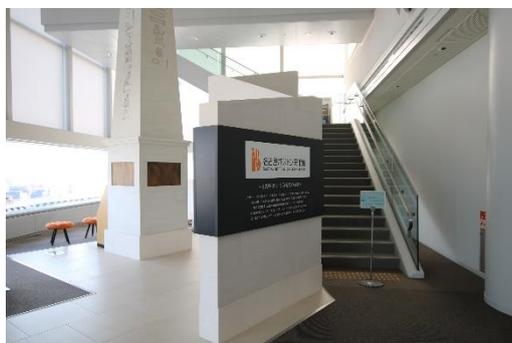
①みちから見た都市の風景
展示コーナーへの導入としてエントランスの両側に映像ウォールを配置。久屋大通、広小路通、堀川など名古屋のまちづくりにとって大きな役割を果たした「みち」や「かわ」を体感します。



②世界の都市と名古屋
レリーフと写真で、名古屋と世界6大陸の代表都市の骨格を表現するとともに、都市への興味を喚起します。



③ミニ展示
名古屋・金山周辺の歴史をさかのぼる遺跡に関する紹介をしています。



④ボストン美術館の足跡
平成30年度まで当センターと同じビル内で運営していた「名古屋ボストン美術館」より寄贈を受けた資料等を展示しています。



⑤金山地域における歴史およびまちづくりの紹介

今後のまちづくりが期待される金山地域に焦点を当て、地域の歴史やまちづくりの取り組みを紹介しています。



⑥空から見た名古屋

床面に名古屋市周辺の縮尺

(1/3800)の航空写真を設置。名古屋の特徴的な「みち」はもちろん、自分の住む場所、通う学校などをこれまで見たこともない鳥の視点で見ることができます。



⑦ISM

地理情報システム (GIS) を活用し、分散している都市計画や減災関連の地図情報を1つに集約し、視覚的に分かりやすく情報提供するシステムです。



⑧都市の案内 (名古屋のまちを知ろう)

タッチパネル式の液晶ディスプレイを2台設置。自分で操作し映像を切り替えながら名古屋の都市形成の歴史や魅力、市民によるまちづくり情報などを知ることができます。



⑨都市の歴史（名古屋のまちづくりの歴史）

グラフィックパネルを設置。熱田の宮の形成から、清州越を経て、現在まで続くまちづくりの歴史の概略を豊富なグラフィックで紹介します。



⑩都市の模型

名古屋都心部の精巧な模型

(1/1000) を設置。模型上部に設置したカメラによって液晶ディスプレイに映像を映し出し、主要な建物等の詳細情報を知ることができます。

●企画展示コーナー

目的	まちづくりへの関心を高め、名古屋のまちに愛着を持つきっかけづくりとなるよう、年間を通じ、まちづくりを様々な角度からとらえた企画展示を行う。展示内容は都市センターが企画する場合と、他団体に貸し出して企画させる場合がある。
面積	約 200 m ² (約 25m×約 8m)、天井高さ：約 7.9m
禁止事項	物品の陳列や販売、飲食、喫煙、その他周囲に迷惑、危険をおよぼすおそれがあること



東から西を望む



西から東を望む

●喫茶コーナー（交流サロン）

目的	来館者が気軽に立ち寄り、くつろぎながらまちづくりについて語らうことができるよう、飲食提供を行う。
面積	面積：約 150 m ² （約 18.75m×約 8m）、天井高さ：約 7.9m
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用不可（調理機能及び換気機能なし） ・アルコール類の提供不可
営業時間	<p><営業時間></p> <p>火～金曜日…………… 10：00～17：30</p> <p>土・日曜日・祝日・振替休日… 10：00～16：30</p> <p><休業日></p> <p>月曜日（ただし月曜日が祝日・振替休日の場合はその翌日）・年末年始</p>



西から東を望む